

埼玉県的主要な青少年健全育成施策・取組について

埼玉県 県民生活部 青少年課

1 青少年健全育成施策体系

埼玉県青少年健全育成条例
《目的》 「青少年の健全な成長を阻害するおそれのある行為を防止し、もつて青少年の健全育成を図ることを目的とする」（第1条）
《計画》 「県は、 <u>青少年の健全な育成に関する総合的な計画</u> を策定」（第4条）

子ども・若者育成支援推進法
《目的》 「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにする」（第1条）
《計画》 「都道府県は… <u>子ども・若者育成支援についての計画</u> を作成」（第9条）

埼玉県青少年健全育成・支援プラン及び埼玉県こども・若者計画

埼玉県青少年健全育成・支援プランは昭和49年の策定以降、改定を重ね第13次計画（令和5年度～令和9年度）まで策定されたが、「埼玉県こども・若者計画（令和7年度～令和11年度）」に統合され、令和7年3月で廃止となった。プランの取組や指標については、近年のこども・若者を取り巻く状況や計画策定の趣旨である「こどもまんなか社会」の実現に向け、ブラッシュアップをするなどし「埼玉県こども・若者計画」に引き継いでいる。

埼玉県こども・若者計画	《計画期間》	令和7年度～令和11年度	《将来像》	こどもまんなか社会の実現
将来像		施策の柱（青少年健全育成関連部分）		
こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会		1 こどもの権利擁護、意見の反映		
こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会		2 居場所づくり、社会的活動の参画支援 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 10 未来を切り拓くこども・若者の応援		
こどもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会		7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進 9 「子育て」と「子育て」の支援 11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援		

2 こどもデジタル・シティズンシップ推進事業

【目的】

県で認定したネットアドバイザーが「こども安全見守り講座」を開催し、デジタル社会に生きるこどもたちがリスクに対処して「ネットを利活用」し、保護者が適切に見守ることができるように、保護者やこどもたちに対して啓発する。

【令和7年度の事業計画（予算額：2,965千円）】

- (1) ネットアドバイザーによる啓発活動
小中学校や幼稚園、保育園、地域の青少年健全育成団体等を対象に、「こども安全見守り講座」を実施する。
- (2) ネットアドバイザースキルアップ研修会
ネットいじめやネット依存などをテーマとした研修会を実施し、知識の更新及び資質の向上を図る。
- (3) 関係機関との情報共有による連携
県警、各通信会社等の県内でインターネットの安心安全な利用について啓発を行う団体と連携し情報共有を行う。



3 見えないチカラを伸ばし夢をつかむリアル体験教室

【目的】

次代を担うこどもたちを対象に、企業や大学等と連携した体験活動の機会を提供し、夢の実現を支援する。

また、新たな体験活動に取り組む企業を開拓・支援し、体験創出と機運醸成を推進する。



ドッググルーマー



和菓子の職人

【令和7年度の事業計画（予算額：3,248千円）】

（1）リアル体験教室（県と企業等が共同で実施）

対象 県内在学在住の小学4～6年生 2,000人
児童養護施設、ジュニアアスポート教室、
不登校児童等の優先枠を設定

（2）リアル体験教室プレミア

（企業の単独実施（県は広報を支援））

対象 小学生 6,000人

4 青少年相談員活動推進事業

【目的】

埼玉県青少年相談員協議会の運営の充実を図るため、同協議会に補助し、青少年相談員の自主的活動の一層の進展を図るとともに、県の課題である非行防止活動の取組について活動の活性化を図っていく。

青少年相談員

埼玉県知事が委嘱し、地域の子供たちのよき友、よき理解者となって、子供たちの健やかな成長をサポートするため様々な活動をするボランティア（原則、満18歳から満39歳まで）。

・45市町 472人（R7.4現在）



わんぱくキッズ

【令和7年度の事業計画（予算額：1,377千円）】

- (1) 青少年相談員協議会への補助
- (2) 第30期青少年相談員を委嘱及び非行防止に関する知識及び意識の向上を図るとともに、地域における青少年健全育成活動への参加を促進する。
 - ・全体研修会の開催（年度内実施予定）



全体研修会

（参考）

埼玉県青少年相談員協議会の事業計画

- ・青少年相談員協議会主催各種研修会の開催
- ・総会、理事会、各種委員会等の実施
- ・広報誌の発行をはじめ、各種広報活動
- ・全県統一事業「青少年相談員のつどい」の開催
- ・地区連絡協議会及び市町村協議会の運営、充実

5 青少年健全育成条例等の施行（推奨図書）

【目的】

青少年健全育成条例の規定に基づき、特に優良と認める図書等を推奨するとともに、健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止に努める。

【令和 7 年度の事業計画】

(1) 優良図書の推奨及び、埼玉県推奨図書の周知

(2) 青少年課、地域振興センターによる書店、コンビニ、インターネットカフェ、携帯電話販売店等への立入調査

[illegible][illegible]



合 合 さい た ま けん さい しょう と しょ
令和 6年度 **埼玉県推奨図書**

小学校
3・4年生向け

■埼玉県では、青少年のみなさんに
読んでもよい図書を読んでいます■

狐丸神社のひみつ



狐丸神社のひみつ
谷口 望 著
小学館
2024年10月

「狐丸神社のひみつ」は、狐丸神社のひみつをテーマにした児童書。狐丸神社のひみつをテーマにした児童書。狐丸神社のひみつをテーマにした児童書。

どんなイチョも、みんながかわい



どんなイチョも、みんながかわい
佐藤 秀司 著
小学館
2024年10月

「どんなイチョも、みんながかわい」は、イチョの成長をテーマにした児童書。イチョの成長をテーマにした児童書。イチョの成長をテーマにした児童書。

**はねをならべて
2週間お風呂をのんびり**



はねをならべて
2週間お風呂をのんびり
山田 隆 著
小学館
2024年10月

「はねをならべて 2週間お風呂をのんびり」は、お風呂の文化をテーマにした児童書。お風呂の文化をテーマにした児童書。お風呂の文化をテーマにした児童書。

**海にしずんだ
クワガタ**



海にしずんだクワガタ
山田 隆 著
小学館
2024年10月

「海にしずんだクワガタ」は、クワガタの生態をテーマにした児童書。クワガタの生態をテーマにした児童書。クワガタの生態をテーマにした児童書。

**あこがれの
ユチューバー**



あこがれのユチューバー
山田 隆 著
小学館
2024年10月

「あこがれのユチューバー」は、ユチューバーの文化をテーマにした児童書。ユチューバーの文化をテーマにした児童書。ユチューバーの文化をテーマにした児童書。

**おれはひとりで生きて、
笑って生きて、笑って生きて**



おれはひとりで生きて、
笑って生きて、笑って生きて
山田 隆 著
小学館
2024年10月

「おれはひとりで生きて、笑って生きて、笑って生きて」は、笑いの文化をテーマにした児童書。笑いの文化をテーマにした児童書。笑いの文化をテーマにした児童書。

問合せ先：埼玉県 県民生活部 青少年課
☎ 2265-0109(平日、土曜日、日曜日)

☎ 048-830-2907

4年度



お問い合わせ先
埼玉県 県民生活部 青少年課

[illegible][illegible][illegible]

6 いじめ問題対策

【目的】

こどものいじめ問題に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、いじめ問題の根絶を図るため、関係部局長で構成する「埼玉県いじめ問題対策会議」を平成24年8月に設置。さらに、平成25年12月に学校関係、法務局、児童相談所から委員を加え、「いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）」に基づく組織として位置付け、いじめ問題対策を推進している。

(1) 設置年月 平成24年8月10日
(平成25年12月2日 要綱改正〔委員追加〕)

(2) 組織

ア 対策会議

県民生活部担当の副知事を議長に、関係する10名の部局長、学校関係者5名及びさいたま地方法務局1名が委員

イ 幹事会

県民生活部副部長を幹事長とし、関係する15課所長、さいたま地方法務局1名で構成

【令和7年度の事業計画（予算額：1,776千円）】

(1) いじめ問題対策会議の開催

(2) いじめ重大事態への対応

いじめ重大事態が発生した際は、知事に報告するとともに、再調査が必要となった場合には、埼玉県青少年健全育成審議会に「いじめ問題の重大事態に関する再調査部会」を設けて再調査を行う。

(3) いじめ撲滅キャンペーンの実施

いじめ撲滅強調月間（11月）を中心に街頭キャンペーンを行う。また、市町村の広報紙や彩の国だよりを活用し、いじめ撲滅の啓発を実施する。

7 非行防止に関する協力団体との連携

【目的】

青少年の非行防止及び健全育成活動を推進するためには、県民や民間団体のみならず、業界団体の協力が必要であることから、県が他団体とのつなぎ役となって相互連携を図りながら環境改善活動等を積極的に推進する。



【令和7年度の事業計画】

(1) 非行防止に関する協力団体との情報共有

青少年の非行防止及び健全育成活動を推進するため、協力団体で実施する講習会や会議に積極的に出席し、情報共有を図る。

(2) 合同キャンペーンの実施

県全体において青少年の非行防止・健全育成活動の気運を一層高めるため、協力団体の協力を得ながら、人通りの多い主要駅における合同キャンペーンを実施する。



合同キャンペーンの実施状況

8 若者支援協議会運営等事業

【目的】

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、支援団体・機関のネットワークづくり、情報共有、スキルアップを行う。

若者支援のための
ネットワークづくり研修会

「傷ついた心にどう寄り添うか？」
～トラウマを抱える若者の支援～



定員
会場 50名
オンライン 110名
参加無料

現代の若者の心は複雑で、感情や思考はもとより、人間関係でのいじめや虐待、拒絶感がトラウマとなり、日常生活に支障をきたしたり、不食飲や引きこもり状態になってしまうケースも少なくありません。そこで、トラウマ研究の第一人者である一橋大学大学院精神医学部 精神科医 高田 尚子 先生から、トラウマを抱えた若者を支援する視点や支援の仕方等について、講演とグループワークを通して学びます。

高田先生にはトラウマに関する多くの書籍があり、2025年1月にはNHK教育テレビの「1009666等」にも出演され、「心の傷を治す」大切さについて語られています。

● 日 時 令和7年7月14日（月）13:15～（受付開始12:50）

● 場 所 さいたま共済会館 5階 会議室 501、502
（JR浦和駅 西口より徒歩10分）

● 対 象 埼玉県内で若者支援に関わる機関・団体の方

● 講 師 一橋大学大学院社会学研究科 特任教授、精神科医
高田 尚子 氏

令和7年度 第1回埼玉県若者支援協議会研修会

【令和7年度の事業計画

（予算額：1,518千円）】

（1）若者支援協議会の運営

代表者会議、実務者会議、意見交換会を開催し、関係機関の情報共有、研修会の企画立案などを行っている。

所掌事務：(1) 子供・若者に対する支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
(2) 子供・若者に対する関係機関等の連携による支援に関すること。
(3) 子供・若者の支援に関する調査研究、研修及び情報発信に関すること。
(4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

設置年月日：平成30年11月9日 協議会設置要綱決裁

設置根拠等：子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項

埼玉県若者支援協議会設置要綱

構成機関数：18機関（民間支援団体、行政機関等） 座長：県民生活部県民共生局長

（2）若者支援団体・機関職員のスキルアップ

効果的かつ円滑な連携による支援を行うため、若者支援団体・機関の職員を対象とした研修会を開催する（年3回実施予定）。

9 - 1 青少年育成埼玉県民運動

【目的】

青少年育成県民運動の推進母体として「青少年育成埼玉県民会議」が昭和41年12月に結成されて以来、県、市町村、青少年団体、青少年育成関係者が一体となり運動を展開。

県は行政の枠を越え、幅広く継続的に青少年の健全育成を推進するため、県民会議へ補助を実施。



【令和7年度の事業計画

(県補助金額：3,500千円)】

(1) 少年の主張埼玉県大会

ア 作文締切 令和7年6月20日(金)

イ 大会 令和7年8月31日(日) さいたま共済会館

(2) 「絆・ふれあい」ポスターコンクール

ア 作品締切 令和7年9月9日(火)

イ 表彰式 令和7年11月22日(土)

(3) 構成団体等への支援

県民運動活性化助成事業補助金(市町村民会議等が行う事業への補助)

(4) 絆・ふれあいキャンペーン

18歳未満の子供がいる家庭を対象に「絆・ふれあいプレゼント」を実施。

(5) インターネット対策及び非行防止のための普及・啓発(補助事業)

フィルタリングの普及・啓発及び非行防止のため、リーフレットの作成・配布などによるキャンペーンを実施

(6) 青少年育成推進団体の委嘱

ア 青少年育成推進団体 64団体1,299人(令和7年4月1日現在)

イ 代表推進員全体連絡会議



【令和7年度の事業計画】

- (7) 青少年非行防止パトロール活動の促進
地域の青少年育成関係者や地域住民有志などのボランティアによる青少年非行防止パトロール活動を全県的に展開する。
- (8) 青少年育成埼玉県民会議表彰
長年にわたり青少年の健全育成に貢献した個人や団体を表彰
令和7年11月22日(土) 知事公館
- (9) 青少年育成埼玉県民会議の運営
青少年育成市町村民会議や青少年団体と連携・協働し県民運動を展開
会員数197(令和7年4月1日現在)
 - ア 総会 5月26日
 - イ 理事会 5月16日、10月下旬、2月中旬
 - ウ 小委員会 10月下旬

10 青少年健全育成条例等の施行（立入調査）

【目的】

青少年健全育成条例の規定に基づき、特に優良と認める図書等を推奨するとともに、健全な成長を阻害するおそれのある行為の防止に努める。

【令和7年度の事業計画】

（1）優良図書 の 推奨

（2）青少年課、地域振興センターによる書店、コンビニ、インターネットカフェ、携帯電話販売店等への立入調査

①有害図書等の区分陳列及び青少年購入・利用禁止表示
（第11条の2、命令違反→罰金30万円以下）（コンビニ、書店等、インターネットカフェ）

	調査 店舗数	うち有害図書 等を扱って いる店舗	区分あり	表示あり
R6	コンビニ	192 店	4 店（ 22.2% ）	4 店（ 22.2% ）
	書店等	196 店	72 店（ 93.5% ）	74 店（ 96.1% ）
	インターネットカフェ	31 店	2 店（ 40.0% ）	1 店（ 20.0% ）
	計	419 店 *	78 店（ 78.0% ）	79 店（ 79.0% ）

*調査店舗数には、閉鎖店舗も含まれます。

②有害図書等の販売時における年齢確認（コンビニ、書店等）

	調査 店舗数	うち有害図書 等を扱って いる店舗	年齢確認 実施
R6	コンビニ	192 店	13 店（ 72.2% ）
	書店等	196 店	77 店（ 100.0% ）
	計	388 店	90 店（ 94.7% ）

③深夜（午後11時～翌朝4時）における青少年の帰宅勧奨（第21条、努力義務）
（コンビニ、書店等）

	調査 店舗数	うち深夜営業 を行っている 店舗	帰宅勧奨 実施
R6	コンビニ	192 店	132 店（ 78.6% ）
	書店等	196 店	27 店（ 93.1% ）
	計	388 店	159 店（ 80.7% ）

④深夜における青少年の入場禁止表示
（第21条の2、罰金30万円以下）（インターネットカフェ、カラオケボックス）

	調査 店舗数	うち深夜営業 を行っている 店舗	入場禁止 表示実施
R6	インターネットカフェ	31 店	29 店（ 96.7% ）
	カラオケボックス	33 店	29 店（ 100.0% ）
	計	64 店 *	58 店（ 98.3% ）

*調査店舗数には、閉鎖店舗も含まれます。

⑤深夜（午後11時～翌朝4時）の青少年の年齢確認
（第21条の2、罰金30万円以下）（インターネットカフェ、カラオケボックス）

	調査 店舗数	うち深夜営業 を行っている 店舗	年齢確認 実施
R6	インターネットカフェ	31 店	30 店（ 100.0% ）
	カラオケボックス	33 店	29 店（ 100.0% ）
	計	64 店	59 店（ 100.0% ）

⑥インターネット利用時の青少年の年齢確認（インターネットカフェ）

	調査 店舗数	うちインターネット が利用できる 店舗	年齢確認 実施
R6	インターネットカフェ	31 店	26 店（ 86.7% ）

⑦青少年のインターネット利用制限（第21条の3、努力義務）（インターネットカフェ）

	調査 店舗数	うちインターネット が利用できる 店舗	利用制限 実施
R6	インターネットカフェ	31 店	18 店（ 60.0% ）

⑧携帯電話販売店（第21条の4、勧告・公表）

	調査数	回答	説明	説明書の交付	解除可	書面による フィルタリング 解除手続	申出書の保存
R6	31 件	31 件	31 件（100.0%）	31 件（100.0%）	29 件	28 件（96.6%）	29 件（100.0%）

*調査店舗数には、閉鎖店舗も含まれます。

1 1 青少年セカンドチャンスの場づくり事業

【目的】

埼玉県における刑法犯少年の検挙人員は減少しているものの、再犯者率は全国より高い水準にある。

そこで、非行等の問題を抱え、自分の居場所がない少年やその保護者に対して、体験等を通じて自己に向き合い社会性を身に付けながら、自立できるよう立ち直りを支援する。

【令和7年度の事業計画

（予算額：4, 525千円）】

（1）自立を促す活動の場づくり事業

ア 社会体験

県内の事業者や民間団体等の協力の下、稲刈り等の農作業、野球等のスポーツ活動、公園等のボランティア活動など、様々な社会体験活動を実施する。

イ 就労体験

県内の業界団体や経済団体等に協力をいただき、建築や飲食業等の職場実習を通じ、社会生活の基礎的能力を習得させるとともに、信頼できる大人との出会いなど就労体験活動を実施する。

ウ 学び直し支援

NPO団体等を活用して、非行少年の学力に応じ、資格取得、進学等に向けた基礎学力の習得を目指した学び直し支援を推進する。

（2）保護者等への総合支援事業

電話相談により個々の状況に合わせた助言を行うとともに、専門家の講演や非行に同じ悩みを持つ保護者等と意見交換できる機会を提供するなど、非行少年やその保護者等を総合的に支援する。

12 バーチャルユースセンター事業

【目的】

居場所の数が多いこどもほど自己肯定感が高く、将来に希望を持っている。こどもが自由に選べる居場所は、地域に加えてより身近なバーチャル空間にも設置して多様性を確保することが必要である。

そこで、メタバース空間に、小学生から義務教育終了後の大学生程度までのこどもや若者の居場所として、バーチャルユースセンターを設置・運営する。

令和6年10月から試験的に運用して運営方法などを検討する期間とし、令和7年10月の本番運用を目指す。

【令和7年度の事業計画

(予算額：27,053千円)】

(1) バーチャルユースセンター

ア 事業の方向性

令和6年度は、安全性の確認のため、主に専門支援機関等につながるのあるこども・若者を中心とした募集を行っていたが、安全性について一定の確認がとれたことから、より利用者層の幅を広げる取組を行い、本番運用を目指す。

イ スケジュール

運営検討会議によって検証を進め、令和7年9月までに基本的な運営方針を固め、令和7年10月から本番運用を開始する。

(2) 運営検討会議

心理、居場所、バーチャル等の有識者などを含めた運営検討会議を設置し、安心して気軽に参加できる運営を検討する。

試行期間中（令和7年9月まで）において、運営検討会議の助言・提案を得て、コンテンツのニーズ、安全性、運営の留意点等を、試験運用を通じて実証する。



バーチャルユースセンター実施風景